

美観・好感 当別かわら版

第40号（平成30年8月）

【今月の重要なお知らせ】

- 野焼きの禁止について
- 資源物の分別について
- 犬の登録手続きについて



野焼きは法律で禁止されています！

野焼きは廃棄物の不適正処理で、焼却温度が低いため燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質が発生し、人の健康や自然環境に深刻な影響を与えます。また、火災を引き起こす可能性もあります。

【罰則】

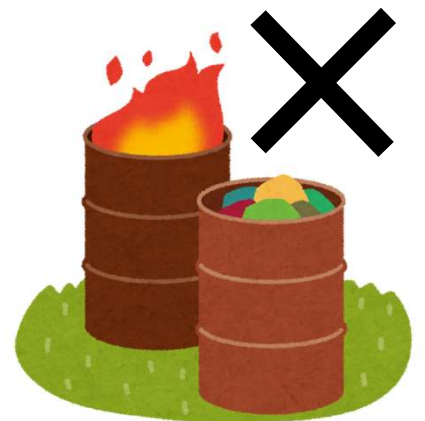
「5年以下の懲役若しくは1千万円（法人は3億円）以下の罰金又は両方」

【法律】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

野焼き禁止の例外

- 農業、林業等を営むため、やむを得ないもの（例：あぜ草や下枝の焼却、田畑の害虫防止）
- 風習・宗教上の行事を行うもの（例：どんど焼き・しめ縄の焼却）
- 災害の予防・対策・復旧のために必要なもの（例：火災予防訓練）
- 国又は地方公共団体がその施設管理に行うもの（例：河川敷の草の焼却）
- たき火等、日常生活で行う軽微な焼却（例：暖をとれる薪ストーブ・キャンプファイヤー）



注意しよう！

ただし、例外行為であっても近隣住民に被害が及ぶ場合は注意の対象となります。

通報があった場合、警察・消防・町職員が現地を確認し、ただちに消火をお願いする場合があります。

資源物の分別をしっかりと！

最近、資源物の回収時に適切に分別されていないものが多くみられます。具体例としては、資源物の回収時にガラス・せとの類が混在しています。また、割れたビンについては、燃えないごみとして新聞紙等に包み、指定ごみ袋に入れて「割れ物」と表示してください。資源物にも分別のルールがありますので、適切に分別してください。詳しい分別方法は、「家庭ごみ分別ガイドブック（保存版）」や「町ホームページ」に掲載していますので、資源物を出す際は、必ず確認するようにしてください。



犬の登録手続きを忘れていませんか？

犬を登録しましょう！

犬を飼い始めたら役場環境対策係又は太美出張所で登録をしてください。
※狂犬病予防法第4条で犬の登録が義務付けされています。

登録手数料 1頭 3,000円

(他市町村で犬を登録して転入された場合、手数料はかかりません)

狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病予防法第5条により毎年1回の予防接種が義務付けられています。

【町内で接種された場合（1頭分）】

注射料金 2,560円 + 予防注射済票交付手数料 550円 = 3,110円

(町外の病院で予防接種を受けられた場合は、交付手数料 550円を役場環境対策係又は太美出張所でお支払いください。)



発行／当別町住民環境部
環境生活課環境対策係
〒061-0292
当別町白樺町58番地9
TEL (0133) 23-2503